

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	羽島市

羽島市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名 羽島市産業振興部農政課農政係
所在地 羽島市竹鼻町55番地
電話番号 058-392-1111
FAX番号 058-391-2100
メールアドレス nosei@city.hashima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス・ハト・アライグマ・ヌートリア
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	羽島市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 農作物等の被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
カラス	稻	0	0
	いも類	0. 06	2. 3
	果樹	6. 06	220
	野菜	6. 50	255
ハト	豆類	0. 08	2. 2
アライグマ	果樹	0. 42	14. 2
	野菜	0. 10	2. 5
ヌートリア	水稻	2. 8	25. 9
	野菜	2. 16	81. 8
	いも類	0. 41	18. 95
	果樹	0. 10	6. 6

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○カラス・ハトによる被害

育苗中や田植え後の稻、野菜、果樹等の収穫期における食害がある。また、繁殖期には人的被害等の報告例もあり、現状において、撃退する有効な対策法が無いため、今後も継続的な被害の発生が予想される。

また、市内の市街地においても糞害や鳴き声による騒音等の生活被害もある。

○アライグマによる被害

果樹等の食害だけでなく、近年においては糞害や住居侵入などの生活環境への被害が急増しており、目撃情報及び捕獲個体数も増加傾向にある為、今後さらに被害が拡大する恐れがある。

○ヌートリアによる被害

野菜等の食害は、年間通じて発生しており、水稻については、田植え後や出穂時

期に集中して食害が発生している。

河川流域や水路付近の地域で被害が発生しやすく、繁殖力が高いことに加えて、繁殖しやすい地理的環境であるため、今後も継続的な被害の発生が予想される。

近年は、市街地においても目撃情報が多数寄せられ、民家への侵入も危惧される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）
カラス	12.6	477.3	6	238.5
ハト	0.08	2.2	0.04	1.1
アライグマ	0.51	16.7	0	0
ヌートリア	5.48	133.2	2.74	66.6

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<input type="radio"/> カラス・ハト 羽島市猟友会に猟銃捕獲を委託。 被害防止パンフレットの配布による注意喚起。 <input type="radio"/> アライグマ 個人捕獲の推進（箱わなの貸出し） 及び業者による殺処分を実施。 被害防止パンフレットの配布による注意喚起。 <input type="radio"/> ヌートリア 羽島市猟友会に捕獲業務を委託。 個人捕獲の推進（箱わなの貸出し）	<input type="radio"/> カラス・ハト 猟銃捕獲が実施できない市街地での被害が増加している。 <input type="radio"/> アライグマ 農作物被害だけではなく、個人家屋内への侵入及び糞害などの生活環境への被害が増大している。 <input type="radio"/> ヌートリア 農作物残渣処理の徹底など個々の住民による良好な生活環境づくりが求められる。
防護柵の設置に関する取組	<input type="radio"/> 該当なし。	<input type="radio"/> 該当なし。
生息環境管理その他の取組	<input type="radio"/> 該当なし。	<input type="radio"/> 該当なし。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（5）今後の取組方針

- 農業者自身による個人捕獲、追い払い及び侵入防止等の防除の両面で、被害防止を推進する。
- 農業共済等の関係機関と連携し、被害状況の把握に努め、適切な防除を行う。
- 公用地において地域、農業団体等の要望があった場合、市役所による防除も検討する。

（注）被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

○カラス・ハトの捕獲

捕獲を実施するにあたり、捕獲従事者には捕獲に使用する猟具（わな猟、銃器等）に応じた免許が必要であるとともに、銃器による捕獲は、捕獲従事者のみならず駆除実施地域住民にも危険がともなうことから、安全面に支障をきたすことのない範囲内で羽島市猟友会に委託して実施する。

○アライグマの捕獲

東海農政局長及び中部地方環境事務所長より特定外来生物の防除についての確認を受けており、免許非所持者であっても、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる場合には、捕獲申請に基づき個人捕獲を実施する。

○ヌートリアの捕獲

長年の捕獲経験並びに鳥獣の生態及び地元の情勢に精通している羽島市猟友会に捕獲業務を委託して実施する。また、東海農政局長及び中部地方環境事務所長より特定外来生物の防除についての確認を受けており、免許非所持者であっても、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる場合には、捕獲申請に基づき個人捕獲を実施する。

- （注）1 対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関する者の取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その

ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス	安全面を考慮して猟銃捕獲を実施する回数及び場所の見直しを図る。
	ハト	
	アライグマ	個人捕獲を推進するとともに、より効果的な捕獲ができるよう指導にあたる。また、収穫物の残渣処理を徹底するよう周知を行い、良好な生活環境づくりを図る。
	ヌートリア	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○カラス及びハト 市内全域に生息しており、猟銃捕獲を実施できる場所は限定されるが、農作物や生活環境被害が増加しており、捕獲計画数を各々20羽とする。
○アライグマ 目撃件数及び市内全域に被害が拡大しており、積極的な捕獲を行う必要があるため、捕獲計画数を30匹とする。
○ヌートリア 被害地域等が河川及び水路に隣接している地域に集中しており、今後も例年同様の捕獲数が見込めるため、捕獲計画数を40匹とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	20	20	20
ハト	20	20	20
アライグマ	30	30	30
ヌートリア	40	40	40

捕獲等の取組内容

- 個人捕獲においては、効率的な捕獲方法等の適切なアドバイスを行うとともに、収穫物の残渣処理を徹底するよう周知を行い、良好な生活環境づくりを推進する。
- カラス及びハトについては、獣銃捕獲が安全面から考えて実施可能な場所が限定されてしまう為、他の方法の検討も行う。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- 該当なし。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
該当なし		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

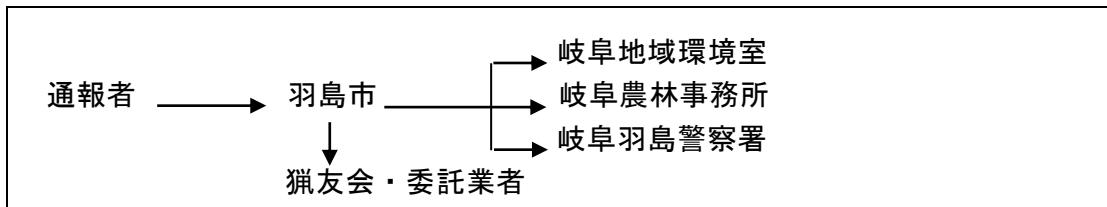
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
羽島市役所農政課	関係機関への情報提供及び現地調査を行う。
岐阜地域環境室	有害鳥獣の捕獲に関する助言を行う。
岐阜農林事務所	農作物被害防止対策に関する助言を行う。
岐阜羽島警察署	市民の安全の確保及びパトロールを行う。
羽島市獣友会	有害鳥獣の生態・習性に関する情報の提供及び捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、獣友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 委託業務にて捕獲した鳥獣は原則、市が管理する斎場にて焼却処分する。
- アライグマとヌートリアの個人捕獲は、委託業者による引取の後、市が管理する斎場にて焼却処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし。
ペットフード	該当なし。
皮革	該当なし。
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で の体給餌、学術 研究等)	該当なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割

--	--

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
羽島市役所農政課	関係機関への情報提供及び現地調査を行う。
岐阜地域環境室	有害鳥獣の捕獲に関する助言を行う。
岐阜農林事務所	農作物被害防止対策に関する助言を行う。
岐阜羽島警察署	市民の安全の確保及びパトロールを行う。
羽島市獣友会	有害鳥獣の生態・習性に関する情報の提供及び捕獲を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。